

医療介護総合確保法に基づく

平成 26 年度 東京都計画

平成 26 年 10 月

目次

1. 計画の基本的事項	1
2. 計画の目標及びその実現のため実施する事業	4
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	4
II 居宅等における医療の提供に関する事業	6
III 医療従事者の確保に関する事業	12
3. 事業の評価方法	20
4. 計画に基づき実施する事業（個票）	21

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

東京都の高齢者人口は、平成 27 年度まで急速に増加し、その後やや緩やかに増加することが見込まれています。高齢者人口が増加する一方、総人口は平成 32 年頃に最も多くなり、それ以降は減少に転ずる見込みとなっています。

高齢者人口割合は上昇をつづけ、平成27年には23.1%、平成47年には33.5%に達し、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者となるなど、「超高齢社会」を迎えることとなります。

高齢者割合の増加は日本全国において喫緊の課題となっていますが、特に、東京都では、高齢者の絶対数が急激に増加することが特徴的であり、医療・介護を必要とする高齢者の数も大きく増加すると予想されています。

高齢になっても、障害があっても、全ての人が医療を含む生活全般の安定が図られ、その人らしい充実した人生を住み慣れた地域で全うできるような在宅療養生活の実現を目指していく必要があります。

東京都は、これまでも、住民に最も身近な行政機関である区市町村を在宅療養の推進を担う実施主体とし、地域包括ケアの視点に立った区市町村の在宅療養体制構築の取組を支援してきました。

また、在宅療養を支える地域医療体制の充実を図るため、医療と介護の連携に重要な役割を担う、訪問看護ステーションに対する施策の充実や、複数の在宅医が相互に補完し、訪問看護ステーションと連携しながら、チームとして 24 時間の診療体制を構築する取組等を推進しています。

今般、国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「医療介護総合確保法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律を公布しました。

この医療介護総合確保法に規定する都道府県計画である「東京都計画」は、医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画である「東京都保健医療計画」との整合性を確保しつつ、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」において掲げられた「効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアの構築」、「地域の創意工夫を生かせる仕組み」、「質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進」、

「限りある資源の効率的かつ効果的な活用」、「情報通信技術（ICT）の活用」等の視点を踏まえて、東京都における取組を一層推進するものとして策定するものです。

なお、平成26年度地域医療介護総合確保基金においては、以下を範囲とする事業に基金を充当することができることとされています。

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 医療従事者の確保に関する事業

この範囲において、東京都の将来を見据えた課題の解決に資する事業を医療関係団体等との協議を重ねて立案し、平成26年度の東京都計画に盛り込んでいます。

（2）東京都医療介護総合確保区域の設定について

国は「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」において、「医療介護総合確保区域」（医療介護総合確保法第4条第2項第1号に規定する医療介護総合確保区域をいう。）は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域」であるとし、二次医療圏を念頭にこれを定めるとしています。

一方、医療法に定める「地域医療構想（医療計画に定める地域における将来の医療提供体制に関する事項）」は、「将来の医療提供体制に関する構想」であり、今後国から発出予定のガイドライン等も踏まえ、様々な医療関係者等との協議を行いながら策定していくものです。「地域医療構想」を定める単位となる「構想区域」も、「地域における病床の機能の分化及び連携を推進する」区域として、どのような範囲が適切かこれから検討していくものです。

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」では、この2つの区域の整合を図ることとされています。

東京都は人口が集中し、二次保健医療圏ごとの面積が狭く、公共交通機関など交通網が発達しているため、都民は圏域を超えた受療行動をとりやすい状況にあります。また、特定機能病院など、ナショナルセンター的な役割を担う医療機関が集積しており、全国から高度な医療の提供を求めて患者が流入しています。

このような状況を踏まえ、「構想区域」の決定にあたっては、現行の東京都保健医療計画に規定する二次保健医療圏ごとの詳細な現状分析や将来の医療需要の見込みなどを勘案して、学識経験者や医療関係団体等からの意見も聴きながら議論を行っていくことが必要です。

そのため、平成 26 年度東京都計画策定の現時点においては、総合確保区域の範囲を都全域とし、都内全体を対象とした取組について推進していきます。

本基金は、国の社会保障改革国民会議や社会保障審議会の議論の中で、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えて、病院・病床機能の分化・連携や在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携など、医療・介護サービスの提供体制の一体的な改革の実現のために、創設が検討されたものです。

この趣旨を踏まえ、今後、東京都においても「地域医療構想」に掲げる医療提供体制改革を確実に実現していくため、「構想区域」を定めるにあたっては、「東京都医療介護総合確保区域」との整合を図ることとします。

なお、本計画の計画期間は平成 26 年度から平成 29 年度とします。

2. 計画の目標及びその実現のため実施する事業

平成 26 年度東京都計画においては、医療介護総合確保区域の範囲を都全域と定めたことから、以下に掲げる目標及び 23 ページ以降の個票に掲げる目標については、都全域の目標をもって、医療介護総合確保区域ごとの目標の記載とします。

I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業

2.4 億円

課 題

- 今後ますます高齢化が進み、医療ニーズの増加が見込まれる中で、限られた医療資源を有効に活用し、急性期から慢性期に至るまで患者が状態に見合った病床でふさわしい医療を受けることができるよう、医療機関の機能分化の推進が求められています。
- あわせて、異なる役割を持つ医療機関同士の効果的な連携がより一層重要となります。
- そのためには、ICTを活用した効率的な医療情報の共有が効果的です。東京都においては、医療機関数が多く、また、交通網の発達により患者の受療行動の範囲が広いことから、どのように連携を拡大していくかが課題となります。
- また、医療情報は機微な情報が多いため、個人情報保護の観点から、運用ルール等を定めることも必要です。

目 標 ICT を活用し、異なる医療機能や役割を持つ医療機関
同士が効果的・効率的に連携

(1) 東京都地域医療連携 ICT システム整備支援事業〔個票1〕

ICT を活用した地域医療連携に取り組む都内医療機関に対し、情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費等を支援します。

なお、本事業の実施を通じて、共有情報項目、運用ルール、セキュリティーポリシー等について都の特性を踏まえたあり方の検証を行っていきます。

**個別
目標**

ICT を活用して診療情報を開示する医療機関数 24 施設

医療機関間の相互連携実施医療機関割合※ 60%

※「東京都医療機能実態調査」において「他の医療機関への照会患者について、定期的に報告や連絡を受けるなど相互連携を行っている」と回答する医療機関の割合

<従来の国庫補助事業より移行>

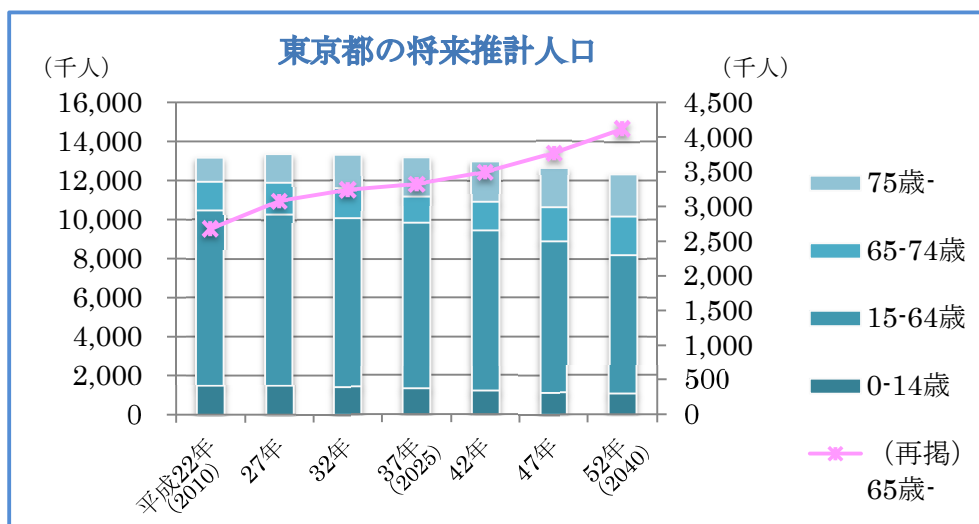
(2) 医師勤務環境改善事業（院内助産所・助産師外来の施設設備整備）〔個票2〕

病院勤務医師の勤務環境を改善するため、院内助産所・助産師外来の開設に要する施設設備整備経費を補助します。

課 題

<地域包括ケアシステム>

- 東京都では今後、高齢者の急激な増加が見込まれ、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）までの 30 年間で 1,439 千人の増加が予想されています。



国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月推計）

- 高齢者世帯や、独居高齢者の増加も見込まれており、医療を必要とする高齢者を地域で支える体制の一層の充実が求められています。
- 限りある医療資源で、その人らしい充実した人生を全うできるような「在宅療養生活」を実現させるためには、入院医療、在宅医療、介護サービス、その他すべての関係者が地域包括ケアの視点に立って協働することが不可欠です。
- 地域包括ケアシステム構築のためには、区市町村が地域の人口構成や医療・介護資源の状況など、地域の実情に応じて、それぞれの地域の目指す姿を、地域の関係者と共有し、同じ方向に向かって取組を進めていく必要があります。
- 「在宅医療・介護の連携の推進」については、介護保険法の改正により、区市町村が主体であることが明確に位置付けられています。区市町村がこれまで以上に、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護事業者など、医療従事者・介護従事者等と一丸となって、地域住民の在宅療養生活をサポートしていくことが求められていると言えます。

- 患者の日々の在宅療養生活を支える現場においては、医療・介護の関係者等が、顔の見える関係のもと、患者情報を共有し、相互に連携して効果的な支援を行うことが重要であり、今後見込まれるさらなる在宅療養患者の増加への対応においても不可欠なものとなります。
- 地域の入院医療機関にあつては、入院中の患者に医療を提供することだけでなく、入院早期から地域関係者と連携して、患者が円滑に在宅療養生活に移行できるよう、支援する必要があります。
- 特に地域の中小病院においては、在宅療養生活を送る患者の容態変化時等の受け入れや地域の多職種が参画する会議への参加など、地域関係者と連携して地域包括ケアシステムの一翼を担うことが求められています。
- 東京都においては、高齢者救急搬送数が増加の一途をたどり、全救急搬送数における高齢者の割合も増え続けています。「超高齢社会」の到来を見据え、機能に関わらず地域の全ての病院が連携し合い、患者を支えていく体制の構築が課題となっています。

<在宅歯科医療>

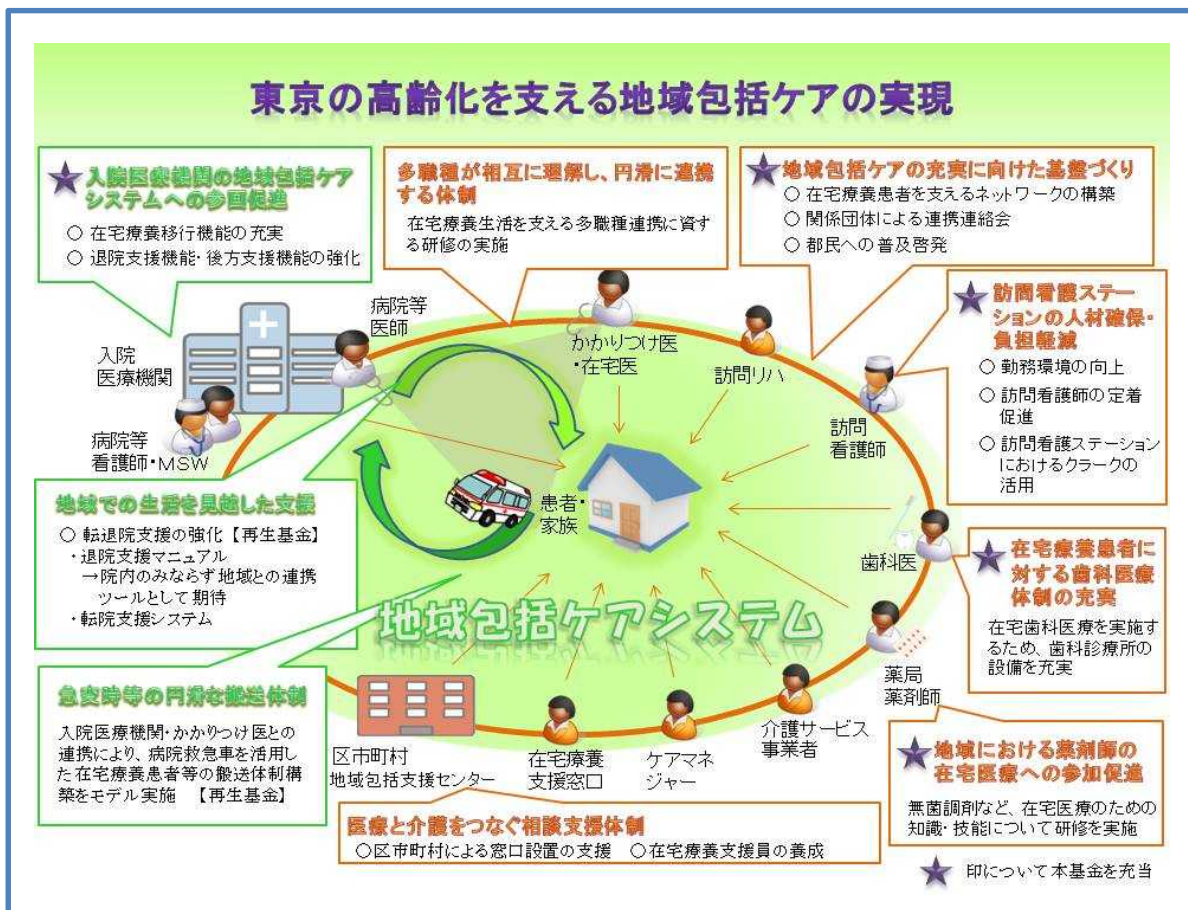
- 在宅療養者等で通院が困難な場合、訪問診療を実施する「かかりつけ歯科医」が必要です。東京都では、在宅歯科診療のノウハウや摂食・嚥下機能障害等に関する研修を実施するなど、人材の育成に努めています。
- さらなる需要の高まりに対応し、質の高い在宅歯科医療を提供するため、在宅歯科医療を行う医療機関の拡充が必要です。

<精神障害者の地域移行>

- 精神疾患を理由に入院している患者の中には、疾患の状況は退院可能であるものの、いわゆる社会的入院となっている長期入院者が多数存在しています。
- 精神保健福祉法の改正により、精神科病院の管理者には、医療保護入院者の退院促進に関する措置を講じることが義務付けられました。

- 医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する取組の推進が求められています。

目 標 地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築するに当たっての基盤づくり



(1) 在宅療養推進基盤整備事業〔個票3〕

医療と介護の関係者が効果的に情報を共有し、連携して在宅療養患者を支える体制を整備するため、ICTを活用したネットワークの構築を支援します。

また、地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるため、普及啓発等を実施します。

個別
目標

ICTネットワークを導入する地区医師会数 46 地区医師会



効果的な情報共有により、医療と介護が連携して在宅療養患者を支える体制を構築する区市町村数 全区市町村（島しょを除く）

(2) 在宅療養移行支援事業〔個票4〕

地域の救急医療機関における退院支援の取組を支援し、入院患者を円滑に在宅療養へ移行するとともに、在宅療養患者の容態急変時の受入体制を充実するため、退院調整を行う看護師等の新たな配置を促進します。

個別
目標

退院調整加算施設基準を満たし、退院調整を充実させる
二次医療機関数 145 施設



救急搬送受入数の増加

(3) 在宅療養移行体制強化事業〔個票5〕

入院医療機関において在宅移行支援や医療・介護の連携などに取り組む人材を養成、確保し、高齢者等が安心して在宅療養生活を送ることができる環境を整備します。また、機能に関わらず地域の全ての病院が連携し合い、患者を支える体制の構築を目指します。

① 地域包括ケアシステムにおける在宅療養移行支援の意義や医療機関の役割について研修を行うとともに、入院患者が安心して在宅療養生活へ移行できるよう、入院早期から在宅療養に向けた意思決定（受容・自立）支援を行い、地域の関係者との連携・調整を行うことができる人材の育成を行います。

② ①の人材を配置する 200 床未満の病院が在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携、在宅療養患者の容態変化時の受入れ等を行う体制を確保するための支援を行います。

**個別
目標**

在宅療養移行支援や医療と介護の連携などに取り組む人材を
配置する病院数 273 病院



本事業により病院が地域との連携体制を確保した区市町村数
全区市町村（島しょを除く）
救急医療機関等からの患者受入数の増

(4) 精神保健福祉士配置促進事業〔個票6〕

医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、医療と福祉の連携体制を整備する役割が精神保健福祉士に期待されることから、医療保護入院者の早期退院を目指す精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行います。

**個別
目標**

新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 54 病院



本事業を利用し精神保健福祉士を配置した病棟の
在宅移行率 90%

(5) 精神障害者早期退院支援事業〔個票7〕

医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し、本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対して支援を行います。

**個別
目標**

地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数 2 万回以上



入院後 1 年時点の退院率 91%以上

<従来の国庫補助事業より移行・一部拡充>

(6) 東京都在宅歯科診療設備整備事業〔個票8〕

在宅歯科医療を実施するために必要となる医療機器等の整備費に対し補助を行います。

**個別
目標**

在宅歯科医療を行う医療機関の拡充 110 施設

➡ 安全で安心な質の高い在宅歯科医療の提供

課 題

- 高齢者の増加に伴い、今後の医療需要はますます高まっていくことが予想されます。様々なニーズに対応していくために、医療従事者の確保も大きな課題の一つとなっています。
- 今般の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」においても、2025 年を見据えた医療提供体制改革の実現に向け、医療人材確保対策や勤務環境改善等に係る法整備が行われています。

<看護職員の確保>

- 高齢化の進展に伴う介護保険施設や在宅療養のニーズの増大等により、看護職員の需要は増加しています。東京都では、養成・定着・再就業を 3 本の柱として、看護職員確保施策を推進しており、特に再就業については、東京都ナースプラザを拠点として、研修や就業相談等を実施しています。
- 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、看護職員のナースセンター届出制度が創設され、看護職員が離職した場合等に、氏名・住所などをナースセンターへ届け出ることが努力義務化されます。
- この仕組みを活かし、離職中の看護職に対するきめ細かい支援により、潜在化させない仕組みづくりを行うことが急務となっています。

<医療従事者の勤務環境改善>

- 医療従事者を確保していくためには、医療機関に勤務する医療従事者が働きやすい環境を整備し、離職防止や定着対策を図ることが必要です。
- 「医療法」改正では、医療機関の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善や確保に資する措置を講ずるよう努めることが規定されました。東京都においても、労務や医業経営などの側面から総合的な支援を行い、各医療機関の自主的な取組を促進していくことが求められます。

- 島しょ地域は特に、地理的条件や人口規模が小さいことなどから医療従事者数が少なく、他の地域とは異なる視点から勤務環境改善に取り組む必要があります。
- 特に看護職員は、一時的な離島を希望する場合に、他の職員への配慮からあきらめてしまうことが多く、専門的な研修受講ができないことによるキャリア形成への不安等が離職理由の1つにもなっています。

<在宅療養を支える人材の育成・確保>

- その人らしい充実した人生を全うできるような「在宅療養生活」を実現させるためには、在宅療養患者を支える人材の育成・確保が不可欠です。
- 特に、訪問看護ステーションは、医療・介護において重要な役割を担っていることから、訪問看護師の人材確保・育成・定着を図っていく必要があります。
- 訪問看護師は離職率が比較的高く、育児や介護等の事情によりステーションを離れてしまう看護師が多いことや、都内の訪問看護ステーションは小規模なステーションが多く、訪問看護師の資質向上に必要な、計画的な研修の実施が困難なことなどが課題となっています。
- また、在宅医療への対応が可能な薬局・薬剤師の確保も必要となっています。高齢者の在宅医療における、薬剤の保管や飲み忘れ、飲みすぎなど、薬剤に係る問題点の改善を図るためにも、在宅医療への薬剤師の参加が重要です。

目 標 看護師等医療従事者の確保・育成・定着

(1) 届出制を活用した看護職員復職支援事業〔個票9〕

離職した看護職等がナースセンター（東京都ナースプラザ）に届出を行うことにより、離職者に対する早期のアプローチが可能となります。このため、届出制度の周知を図り、情報の確実な収集を行うとともに、得られた情報を有効に活用し、ナースプラザの離職者に対する効果的な支援につなげていきます。

個別
目標

届出者数 4,000人



離職する看護職員の潜在化予防

(2) 医療勤務環境改善支援センター事業〔個票10〕

医療機関が自主的に行う医療従事者の勤務環境改善に資する取組を支援するため、医療機関からの相談に対し、情報提供や助言等必要な援助を実施します。

また、医業経営アドバイザーと医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関の多様なニーズに対し、専門的な支援を行っていきます。

個別
目標

導入支援（訪問支援）医療機関件数 12施設



都内医療機関における医療従事者の勤務環境改善の進展

(3) 島しょ看護職員定着促進事業〔個票11〕

島しょで働く看護職員が、島を離れずに研修を受ける機会を設けることで、看護職員のモチベーションの向上やケアの質の向上を図ります。

また、島しょの看護職員が一時的に島を離れる際に、代替看護職員の派遣をモデル的に実施し、看護職員がより勤務を継続しやすい環境を整備します。

個別
目標

出張研修実施回数 13回、代替看護職員派遣回数 延べ144回



島しょ看護職員の定着促進

(4) 訪問看護師勤務環境向上事業〔個票12〕

訪問看護ステーションが、現に雇用する訪問看護師の資質向上を図るため、当該現任訪問看護師を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を雇用するために係る経費を補助します。

**個別
目標**

看護職員の研修参加に係る代替職員雇用日数 延 3,930 日
➡ 研修に参加できる体制を整備することによる資質向上

(5) 訪問看護師定着推進事業〔個票13〕

訪問看護ステーションが、勤務する看護職員のワークライフバランスのとれた働き方が可能となる働きやすい職場環境の整備を行い、現に雇用されている訪問看護師が産休・育児休暇・介護休暇を取得する場合において、必要な代替職員を雇用するために係る経費を補助します。

**個別
目標**

看護職員の産休・育休・介休に係る代替職員雇用日数 延 7,056 日
➡ 就業を継続できる職場環境の充実

(6) 訪問看護師の確保・定着モデル事業〔個票14〕

地域包括ケアにおいて重要な役割を担う訪問看護ステーションに事務職員を派遣し、職員の事務負担を軽減します。

**個別
目標**

事務職員を派遣した訪問看護ステーション数 30 か所
➡ 専門業務に注力できる環境を整備することにより訪問件数の増

(7) 薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業〔個票15〕

薬局・薬剤師の地域における在宅医療参加の促進を目的として、在宅医療のための知識・技能を持った人材の確保、地域連携促進のための体制構築を行います。

また、地域包括支援センター等との協力関係を構築するとともに、地域住民に対し講習会等を開催してかかりつけ薬局・薬剤師の機能について普及啓発を行います。

**個別
目標**

研修受講者数 【無菌調製技能習得研修】H26～H29：180名/年
【地域薬局間連携研修】H26：2地区 H27～H29：38地区/年



薬局の在宅支援や地域における連携体制に関連する調剤報酬の請求件数増

(8) 歯科医療技術者（歯科衛生士・歯科技工士）対策事業〔個票16〕

出産・育児等により一定期間離職し、再就職に不安を抱える歯科衛生士・歯科技工士に対し、必要な技術・知識を付与し、復職を支援します。

また、歯科衛生士・歯科技工士を目指す学生に対し、専門職としての意識づけを行うための学習機会を付与し、就業を促進します。

**個別
目標**

受講者数 240人



歯科衛生士・歯科技工士確保の推進、歯科衛生士・歯科技工士の技術・知識の向上を通じた歯科医療の充実

(9) 特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業〔個票17〕

高度な医療を提供する特定機能病院において、専門医等特定機能病院勤務医の負担軽減を図るため、外来・病棟等に専従の医師事務作業補助者の配置を行う場合に支援を行います。

**個別
目標**

外来・病棟等に医師事務作業補助者を配置する病院数 16病院



医師の勤務環境の改善

<従来の国庫補助事業より移行>

(10) 東京都地域医療支援センター事業〔個票18〕

都内医療機関の実態調査、医療機関における医師確保支援、へき値医療等に従事する医師のキャリア形成支援、医師確保対策に関する情報発信など、東京都の特性を踏まえた医師確保対策を推進します。

(11) 東京都地域医療支援ドクター事業〔個票19〕

医師の確保が困難な地域や診療科に従事する医師を確保し、医師不足が深刻な地域の医療機関に当該医師を派遣することにより、地域の医療提供体制の確保を支援します。

(12) 産科医等確保支援事業〔個票20〕

実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所が減少している現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を図ります。

(13) 産科医育成支援事業〔個票21〕

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ります。

(14) 救急医療機関勤務医師確保事業〔個票22〕

医療機関における休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当を創設し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図ります。

(15) 新生児医療担当医（新生児科医）確保事業〔個票23〕

医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当医手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ります。

(16) 小児集中治療室医療従事者研修〔個票24〕

小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行うことにより、小児集中治療室で従事する小児の救命救急医療及び集中治療を担う医師等を養成します。

(17) 医師勤務環境改善事業〔個票25〕

病院において勤務環境改善や女性医師等の再就業支援等を行うことにより、医師の離職防止と定着を図ります。

- (18) 新人看護職員研修体制整備事業〔個票26〕
病院等において、新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ります。
- (19) 看護職員地域確保支援事業〔個票27〕
地域における看護職員の確保を図るため、離職中の看護職が身近な地域の病院で臨床実務研修を行うことにより、看護職の再就業の促進を図ります。
- (20) 看護外来相談開設研修事業〔個票28〕
看護外来相談等、看護師の専門性を発揮するために強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保することにより、チーム医療のより一層の推進を図ります。
- (21) 院内助産所・助産師外来開設研修事業〔個票29〕
院内助産所・助産師外来の開設促進や、院内助産所等における医療機関管理者及び助産師の質の向上を図るため、院内助産所を開設しようとする医療機関管理者や、院内助産所等で助産や妊産婦の相談業務等に従事する医師や助産師に対する研修を行います。
- (22) 看護職員実習指導者研修〔個票30〕
厚生労働省健康政策局通知（平成6年10月31日健政発第783号）「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催について」に基づく実習指導者講習会を実施します。
- (23) 看護師等教員養成研修〔個票31〕
看護教育に必要な知識、技術を習得するための研修を実施します。
- (24) 看護師等養成所運営費補助〔個票32〕
看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより教育内容の充実と都内の看護師等の充足を図ります。
- (25) 看護師等養成所施設整備費等補助〔個票33〕
保健師助産師看護師法による指定を受けた学校・養成所に対する施設整備費を補助します。

- (26) 看護職員確保に向けた取組支援〔個票34〕
医療圏ごとに地域に密着した就業協力員を配置し、200床未満の病院を巡回訪問し、勤務環境改善や研修体制構築に向けた施設の取組に対する助言・指導等を行います。
- (27) 看護師勤務環境改善施設整備費補助〔個票35〕
看護職員の勤務環境改善に伴う、ナースステーション・処置室・カンファレンスルームの施設整備に要する経費を補助します。
- (28) 院内保育施設運営費補助〔個票36〕
病院及び診療所に勤務する職員のための保育室の運営費に係る費用のうち、人件費相当分を補助します。
- (29) 院内保育所整備費補助〔個票37〕
病院内保育所を新たに開設するために行う新築、増改築及び改修並びに既存の病院内保育所の新築及び増改築に要する工事費及び工事請負費を補助します。
- (30) 休日・全夜間診療事業（小児）〔個票38〕
小児科を標榜する医療機関の小児科医師等の確保及び病床の確保等に対する支援を行うことにより、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の救急患者の医療体制の確保を図ります。
- (31) 母と子の健康相談室〔個票39〕
保健師や助産師が専門的な立場から助言や相談を行う小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備します。

3. 事業の評価方法

(1) 事業者等との協議

日々医療の現場を支えている医療従事者が現場で感じている課題や今後の医療の在り方を反映するため、都内の医療関係団体を通じて事業提案を受け付け、関係団体と協議を重ね、本計画に基づき実施する事業案を策定しました。

3月27日～4月10日	各団体への説明・協議
4月11日	各団体からの事業提案
4月11日～4月23日	第1回都道府県ヒアリングに向けた事業概要確認等
4月24日	第1回都道府県ヒアリング
4月30日～8月6日	各団体への説明・協議
8月7日	第2回都道府県ヒアリング
9月末	東京都保健医療計画推進協議会委員照会
10月（予定）	東京都医療審議会にて審議
	※市町村長、医療を受ける立場にある者、医療保険者、学識経験者等の意見を聴取予定

<参考>団体との協議経過

3月27日	東京都歯科医師会	6月3日	東京都医師会
3月31日	東京都医師会（地区医師会等や、病院協会、精神科病院協会意見取りまとめ）	6月9日	東京都医師会
4月1日	東京都薬剤師会	6月18日	東京都医師会
4月2日	東京都看護協会	7月10日	東京都薬剤師会
4月4日	東京都歯科衛生士会	7月22日	東京都医師会
4月7日	東京都歯科技工士会	7月24日	東京都看護協会
4月8日	東京都歯科医師会	7月30日	東京都歯科医師会
4月10日	東京都看護協会	8月4日	東京都医師会
4月30日	東京都医師会	8月5日	東京都薬剤師会
5月1日	東京都医師会事業追加提案	8月6日	東京都看護協会
5月20日	東京都医師会		

※このほか事務打合わせは各団体とも随時実施

(2) 事業評価の方法

すでに1 (2) で記載したとおり、平成 26 年度東京都計画においては構想区域の設定は二次医療圏とせず、東京都のすべての地域において実施すべき取組を進めることとしています。

ただし、計画の事業評価にあたっては、各二次保健医療圏における取組の推進状況を検証し、東京都保健医療計画推進協議会や東京都在宅療養推進会議、東京都地域医療対策協議会等の意見を聞きながら評価を行うとともに、その評価結果は、「地域医療構想」における「構想区域」検討のための二次保健医療圏の現状分析にも活用していきます。

4. 計画に基づき実施する事業 (個票)

I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

個票1 東京都地域医療連携 ICT システム整備支援事業

<従来の国庫補助事業より移行>

個票2 医師勤務環境改善事業(院内助産所・助産師外来の施設設備整備)

II 居宅等における医療の提供に関する事業

個票3 在宅療養推進基盤整備事業

個票4 在宅療養移行支援事業

個票5 在宅療養移行体制強化事業

個票6 精神保健福祉士配置促進事業

個票7 精神障害者早期退院支援事業

<従来の国庫補助事業より移行・一部拡充>

個票8 東京都在宅歯科診療設備整備事業

III 医療従事者の確保に関する事業

個票9 届出制を活用した看護職員復職支援事業

個票10 医療勤務環境改善支援センター事業

個票11 島しょ看護職員定着促進事業

個票12 訪問看護師勤務環境向上事業

個票13 訪問看護師定着推進事業

個票14 訪問看護師の確保・定着モデル事業

- 個票15 薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業
- 個票16 歯科医療技術者(歯科衛生士・歯科技工士)対策
- 個票17 特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業
- ＜従来の国庫補助事業より移行＞
- 個票18 東京都地域医療支援センター事業
- 個票19 東京都地域医療支援ドクター事業
- 個票20 産科医等確保支援事業
- 個票21 産科医育成支援事業
- 個票22 救急医療機関勤務医師確保事業
- 個票23 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業
- 個票24 小児集中治療室医療従事者研修
- 個票25 医師勤務環境改善事業
- 個票26 新人看護職員研修体制整備事業
- 個票27 看護職員地域確保支援事業
- 個票28 看護外来相談開設研修事業
- 個票29 院内助産所・助産師外来開設研修事業
- 個票30 看護職員実習指導者研修
- 個票31 看護師等教員養成研修
- 個票32 看護師等養成所運営費補助
- 個票33 看護師等養成所施設整備費等補助
- 個票34 看護職員確保に向けた取組支援
- 個票35 看護師勤務環境改善施設整備費補助
- 個票36 院内保育施設運営費補助
- 個票37 院内保育所整備費補助
- 個票38 休日・全夜間診療事業(小児)
- 個票39 母と子の健康相談室

個票 1

事業名	東京都地域医療連携ICTシステム整備支援事業					
事業分類	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業の実施主体	東京都、医療機関					
事業の目標	ICTを活用して診療情報を開示する医療機関数 24医療機関 →医療機関間の相互連携の推進 60%以上					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	<p>緊密な医療連携を行うため、ICTを活用した診療情報の共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費、既存システムの改修経費、サーバーの無停電装置、非常時に参照するため経費等を補助する。</p> <p>ICTを活用した地域医療連携については、タイムリーな情報共有や業務の負担軽減、非常時のデータ参照等の効果が期待できることから、これらに取り組む都内医療機関を支援し、地域医療連携の推進を図る。</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	480,000	80,000	80,000	160,000	160,000
	基金充当額	240,000	40,000	40,000	80,000	80,000
	内 国庫分	160,000	26,666	26,666	53,333	53,333
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	160,000	26,666	26,666	53,333	53,333
	内 受託事業等(再掲)	0	0	0	0	0
	内 都負担分	80,000	13,334	13,334	26,667	26,667
その他	240,000	40,000	40,000	80,000	80,000	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 2

事業名	医師勤務環境改善整備費補助(院内助産所・助産師外来の施設設備整備)					
事業分類	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業の実施主体	病院 (国、独立行政法人、地方独立行政法人、都及び公益財団法人東京都 保険医療公社が設置する病院を除く)					
事業の目標	都内病院における医師の勤務環境改善の進展					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 勤務環境改善施設整備事業及び勤務環境改善設備整備事業 院内助産所・助産師外来の開設等に必要な施設・設備の整備					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	3,810	3,810			
	基金充当額	2,540	2,540			
	内 国庫分	1,694	1,694			
	内 公的	0	0			
	内 民間	1,694	1,694			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	846	846			
その他	1,270	1,270				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 3

事業名	在宅療養推進基盤整備事業
事業分類	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
事業の実施主体	東京都医師会(地区医師会)
事業の目標	ICTネットワークを導入する地区医師会数 46地区医師会 →ICTネットワークを導入し、より効果的に情報を共有し、医療と介護が連携して在宅療養患者を支える体制を構築する区市町村数 全区市町村(島しょを除く)
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで
事業の内容	医療と介護の関係者が効果的に情報を共有し、連携して在宅療養患者を支える体制を整備するため、ICTを活用したネットワークの構築を支援する。また、地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるための普及啓発等を実施する。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	495,510	47,504	192,758	192,981	62,267
	基金充当額	495,510	47,504	192,758	192,981	62,267
	内 国庫分	330,340	31,669	128,505	128,654	41,511
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	330,340	31,669	128,505	128,654	41,511
	内 受託事業等(再掲)	27,513	3,050	8,055	8,204	8,204
	内 都負担分	165,170	15,835	64,253	64,327	20,756
その他	0	0	0	0	0	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 4

事業名	在宅療養移行支援事業					
事業分類	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業の実施主体	200床未満の指定二次医療機関					
事業の目標	退院調整加算施設基準を満たし退院調整を充実させる二次救急医療機関数 145医療機関 →救急搬送受入数の増					
事業の期間	平成26年度から平成27年度まで					
事業の内容	地域の救急医療機関における退院支援の取組を支援し、入院患者を円滑に在宅療養へ移行するとともに、在宅療養患者の容態急変時の受入体制を充実するため、退院調整を行う看護師等の新たな配置に必要な経費の一部を補助する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	793,602	478,032	315,570		
	基金充当額	396,801	239,016	157,785		
	内 国庫分	264,534	159,344	105,190		
	内 公的	2,736	0	2,736		
	内 民間	261,798	159,344	102,454		
	内 受託事業等(再掲)	0	0	0		
	内 都負担分	132,267	79,672	52,595		
その他	396,801	239,016	157,785			

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 5

事業名	在宅療養移行体制強化事業					
事業分類	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業の実施主体	病院 (補助事業については、200床未満の指定二次医療機関以外の民間病院)					
事業の目標	在宅移行支援や医療と介護の連携などに取り組む人材を配置する病院数 273病院(200床未満の病院) →①本事業により病院が地域との連携体制を確保した区市町村数 全区市町村(島しょを除く) ②救急医療機関等からの患者受入数の増					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	<p>(1)研修事業 (26年度～)</p> <p>①在宅療養移行体制強化研修 地域包括ケアにおける在宅療養移行支援の意義、役割及び取組</p> <p>②退院支援強化研修 入院患者が安心して在宅療養へ移行できるよう、入院早期から在宅療養に向けた意思決定(受容・自立)支援を行い、制度や地域サービス、社会資源等との連携・調整を行うことができる人材の育成</p> <p>(2)補助事業 (27年度～29年度) 以下の補助条件に合致する病院に対して必要経費(人件費)を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記研修修了者を有する200床未満の病院 ・研修修了者を中心に、在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携などに取り組むこと ・在宅療養患者の容態変化時の受入れ等、後方支援病床としての体制確保を図ること 					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	2,400,107	6,000	798,036	798,036	798,035
	基金充当額	2,400,107	6,000	798,036	798,036	798,035
	内 国庫分	1,600,071	4,000	532,024	532,024	532,023
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	1,600,071	4,000	532,024	532,024	532,023
	内 受託事業等(再掲)	4,000	4,000	0	0	0
	内 都負担分	800,036	2,000	266,012	266,012	266,012
その他	0	0	0	0	0	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 6

事業名	精神保健福祉士配置促進事業					
事業分類	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業の実施主体	東京都、精神科を標榜する病院					
事業の目標	新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 54病院以上 →本事業を利用し精神保健福祉士を配置した病棟の在宅移行率 90%以上					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、医療と福祉の連携体制を整備する役割が精神保健福祉士に期待されることから、医療保護入院者の早期退院を目指す精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	583,876	1,000	194,292	194,292	194,292
	基金充当額	583,876	1,000	194,292	194,292	194,292
	内 国庫分	389,250	666	129,528	129,528	129,528
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	389,250	666	129,528	129,528	129,528
	内 受託事業等(再掲)	666	666	0	0	0
	内 都負担分	194,626	334	64,764	64,764	64,764
その他	0	0	0	0	0	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 7

事業名	精神障害者早期退院支援事業					
事業分類	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業の実施主体	精神科を標榜する病院					
事業の目標	地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数 2万回以上 →入院後1年時点の退院率 91%以上					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	<p>医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。</p> <p>①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等</p> <p>②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費補助</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	252,545	19,427	77,706	77,706	77,706
	基金充当額	252,545	19,427	77,706	77,706	77,706
	内 国庫分	168,363	12,951	51,804	51,804	51,804
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	168,363	12,951	51,804	51,804	51,804
	内 受託事業等(再掲)	0	0	0	0	0
	内 都負担分	84,182	6,476	25,902	25,902	25,902
その他	0	0	0	0	0	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 8

事業名	東京都在宅歯科医療設備整備事業					
事業分類	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	在宅歯科医療を行う医療機関の拡充 110か所 →安全で安心な質の高い在宅歯科医療の提供					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行・一部拡充】 高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、医療機関が在宅歯科診療を実施する際に必要となる医療機器等の整備に対して補助を行う。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	400,180	72,760	109,140	109,140	109,140
	基金充当額	266,787	48,507	72,760	72,760	72,760
	内 国庫分	177,858	32,338	48,507	48,507	48,507
	内 公的	0				
	内 民間	177,858	32,338	48,507	48,507	48,507
	内 受託事業等(再掲)	0				
	内 都負担分	88,929	16,169	24,253	24,253	24,253
その他	133,393	24,253	36,380	36,380	36,380	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 9

事業名	届出制度を活用した看護職員復職支援事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(公益社団法人東京都看護協会に委託予定)					
事業の目標	届出の促進 届出者数:4,000人 →離職する看護職員の潜在化予防					
事業の期間	平成26年度から平成28年度まで					
事業の内容	<p>離職した看護師がナースセンター(東京都ナースプラザ)へ届け出ることにより、離職者に対して早期にアプローチを行うことが可能となることから、制度の周知を図り、情報の確実な収集を行うとともに、得られた情報を有効に活用し、ナースプラザの離職者に対する効果的な支援に繋げる。</p> <p>【取組内容】</p> <p>(1)届出制度に関する広報・PR (2)届出制度説明会 (3)情報発信 (4)地域密着型就職相談会の実施</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	40,000	1,000	22,000	17,000	
	基金充当額	40,000	1,000	22,000	17,000	
	内 国庫分	26,666	666	14,666	11,333	
	内 公的	0	0	0	0	
	内 民間	26,666	666	14,666	11,333	
	内 受託事業等(再掲)	26,666	666	14,666	11,333	
	内 都負担分	13,334	334	7,334	5,667	
その他	0	0	0	0		

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 10

事業名	医療勤務環境改善支援センター事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都 (医業経営コンサルタントの配置を行う「医業分野アドバイザー事業」については、日本医業経営コンサルタント協会東京都支部へ委託)					
事業の目標	導入支援(訪問支援)医療機関件数 12施設 →都内医療機関における医療従事者の勤務環境改善の進展					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	医療機関が自主的に行う医療従事者の勤務環境改善に資する取組を支援するため、医療機関からの相談に対し、情報提供や助言等必要な援助を実施する。医業経営アドバイザーと医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関の多様なニーズに対し、専門的な支援を行う。 【センターの業務内容】 導入支援(訪問支援)、随時相談(電話相談・来所相談)、調査、研修、広報					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	8,627	8,627			
	基金充当額	8,627	8,627			
	内 国庫分	5,752	5,752			
	内 公的	575	575			
	内 民間	5,177	5,177			
	内 受託事業等(再掲)	5,177	5,177			
	内 都負担分	2,875	2,875			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 11

事業名	島しょ看護職員定着促進事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(公益社団法人東京都看護協会に委託予定)					
事業の目標	出張研修実施回数 13回 代替看護職員派遣回数 延べ144回 →島しょ看護職員の定着促進					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	(1)出張研修 島しょで働く看護職員が、島を離れずに研修を受ける機会を設けることで、看護職員のモチベーションの向上やケアの質の向上を図る。 (2)短期代替看護職員派遣 島しょの看護職員がより専門的な研修の受講等により一時的に島を離れる際に、代替看護職員派遣をモデル的に実施し、看護職員が、より勤務を継続しやすい環境を整備する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	30,176	1,200	9,600	9,688	9,688
	基金充当額	30,176	1,200	9,600	9,688	9,688
	内 国庫分	20,117	800	6,400	6,458	6,458
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	20,117	800	6,400	6,458	6,458
	内 受託事業等(再掲)	20,117	800	6,400	6,458	6,458
	内 都負担分	10,059	400	3,200	3,229	3,229
その他	0	0	0	0	0	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 12

事業名	訪問看護師勤務環境向上事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	訪問看護ステーション					
事業の目標	看護職員の研修参加に係る代替職員雇用日数 延べ3,930日 →研修に参加できる体制を整備することによる資質向上					
事業の期間	平成26年度から平成28年度まで					
事業の内容	訪問看護ステーションが、現に雇用する訪問看護師の資質向上を図るため、当該現任訪問看護師を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を雇用するために係る経費を補助する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	105,000	35,000	35,000	35,000	
	基金充当額	105,000	35,000	35,000	35,000	
	内 国庫分	70,000	23,333	23,333	23,333	
	内 公的	280	93	93	93	
	内 民間	69,720	23,240	23,240	23,240	
	内 受託事業等(再掲)	0	0	0	0	
	内 都負担分	35,000	11,667	11,667	11,667	
その他	0	0	0	0		

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 13

事業名	訪問看護師定着推進事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	訪問看護ステーション					
事業の目標	看護職員の産休・育休・介休取得に係る代替職員雇用日数 延べ7,056日 →就業を継続できる職場環境の充実					
事業の期間	平成26年度から平成28年度まで					
事業の内容	訪問看護ステーションが、勤務する看護職員のワークライフバランスの取れた働き方が可能となる働きやすい職場環境の整備を行い、現に雇用されている訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合において、必要な代替職員を雇用するために係る経費を補助する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	90,000	30,000	30,000	30,000	
	基金充当額	90,000	30,000	30,000	30,000	
	内 国庫分	60,000	20,000	20,000	20,000	
	内 公的	240	80	80	80	
	内 民間	59,760	19,920	19,920	19,920	
	内 受託事業等(再掲)	0	0	0	0	
	内 都負担分	30,000	10,000	10,000	10,000	
その他	0	0	0	0		

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 14

事業名	訪問看護師の確保・定着モデル事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都 (民間の人材派遣会社に委託し、訪問看護ステーションに派遣)					
事業の目標	事務職員を派遣する訪問看護ステーション数 30か所 →専門業務に注力できる環境の整備					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>地域包括ケアにおいて重要な役割を担う訪問看護ステーションに事務職員を派遣する。</p> <p>(実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所や医療機関等での事務経験を有する者等を募集。 ・報酬請求業務等に関する研修を実施。 ・訪問看護事業所からの要請に応じ、事務職員を派遣。 <p>(実施方法)</p> <p>民間の人材派遣事業者に委託して実施。事務職員は人材派遣事業者と雇用契約を締結。</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	20,374	20,374			
	基金充当額	20,374	20,374			
	内 国庫分	13,582	13,582			
	内 公的	54	54			
	内 民間	13,528	13,528			
	内 受託事業等(再掲)	13,528	13,528			
	内 都負担分	6,792	6,792			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 15

事業名	薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(公益社団法人東京都薬剤師会へ委託)					
事業の目標	研修受講者数 ①無菌調製技能習得研修:180名/年 ②地域薬局間連携研修H26:2地区 H27~H29:38地区/年 →薬局の在宅療養支援等に関連する調剤報酬の請求件数 増やす					
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで					
事業の内容	【薬剤師の知識・技能の向上】 I 在宅医療基礎研修 a 在宅訪問指導基礎研修(※既存事業で対応) b 無菌調製技能習得研修 【地域における連携体制の構築】 II 地域薬局間連携研修 a 在宅医療連携研修・地域における薬局連携のための地区研修会 等 b 地域施設実地研修・無菌調剤室設備設置薬局での実地調製研修 等 III 地域連携構築支援 a 支援薬剤師情報の提供 上記研修の参加者等を名簿等にまとめ、関係機関へ情報提供 b 連携促進・啓発 地域包括支援センター等との協力関係を構築するとともに、地域住民に対し講習会等を開催して、かかりつけ薬局・薬剤師の機能について普及啓発する					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	46,398	4,410	13,996	13,996	13,996
	基金充当額	46,398	4,410	13,996	13,996	13,996
	内 国庫分	30,932	2,940	9,330	9,330	9,330
	内 公的	0	0	0	0	0
	内 民間	30,932	2,940	9,330	9,330	9,330
	内 受託事業等(再掲)	30,932	2,940	9,330	9,330	9,330
	内 都負担分	15,466	1,470	4,666	4,666	4,666
その他	0	0	0	0	0	

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 16

事業名	歯科医療技術者(歯科衛生士・歯科技工士)対策事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都 (歯科衛生士確保支援は東京都歯科衛生士会、歯科技工士確保支援は東京都歯科技工士会に委託)					
事業の目標	受講者数 240人 →歯科衛生士・歯科技工士確保の推進、歯科衛生士・歯科技工士の技術・知識の向上を通じた歯科医療の充実					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	歯科衛生士・歯科技工士のうち、出産・育児等により一定期間離職し、再就職に不安を抱える者に対し、必要な技術・知識を修得させ、復職を支援する。 また、歯科衛生士・歯科技工士を目指す学生に対し、専門職としての意識づけを行うための学習機会を付与し、就業を促進する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	1,426	1,426			
	基金充当額	1,426	1,426			
	内 国庫分	951	951			
	内 公的	0	0			
	内 民間	951	951			
	内 受託事業等(再掲)	951	951			
	内 都負担分	475	475			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 17

事業名	特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	特定機能病院
事業の目標	医師事務作業補助者配置病院数 16病院 → 医師の勤務環境の改善
事業の期間	平成26年度から平成27年度まで
事業の内容	高度な医療を提供する特定機能病院において、専門医等特定機能病院勤務医の負担軽減を図るため、外来・病棟等に専従の医師事務作業補助者の配置を行う場合に支援を行う。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	総事業費	1,152,000	576,000	576,000		
	基金充当額	384,000	192,000	192,000		
	内 国庫分	256,000	128,000	128,000		
	内 公的	64,000	32,000	32,000		
	内 民間	192,000	96,000	96,000		
	内 受託事業等(再掲)	0	0	0		
	内 都負担分	128,000	64,000	64,000		
その他	768,000	384,000	384,000			

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 18

事業名	東京都地域医療支援センター事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都					
事業の目標	東京都地域医療医師奨学金被貸与者のうち就業者数 22名 →東京都における医師確保及び医師の地域・診療科偏在の解消					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>【従来の国庫補助事業から移行】</p> <p>東京都地域医療対策協議会が策定した方針に基づき、都内医療機関の実態調査、医療機関における医師確保支援、へき地医療等に従事する医師のキャリア形成支援、医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進する。</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度の場合は年度ごとの内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	20,041	20,041			
	基金充当額	3,292	3,292			
	内 国庫分	2,195	2,195			
	内 公的	2,195	2,195			
	内 民間	0	0			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	1,097	1,097			
その他	16,749	16,749				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 19

事業名	東京都地域医療支援ドクター事業
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	東京都
事業の目標	派遣医師数 5人 →島しょ、へき地における医療提供体制の確保
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 医師の確保が困難な地域や診療科に従事する医師を都が確保し、医師不足が深刻な地域の医療機関に当該医師を派遣することにより、地域の医療提供体制の確保を支援する。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	総事業費	23,305	23,305			
	基金充当額	23,305	23,305			
	内 国庫分	15,537	15,537			
	内 公的	15,537	15,537			
	内 民間	0	0			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	7,768	7,768			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 20

事業名	産科医等確保支援事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	分娩取扱施設					
事業の目標	分娩手当支給施設数 114施設 →都内分娩取扱施設における産科医等の勤務環境の改善					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所が減少している現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医療機関及び産科医等の確保を図る。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	429,937	429,937			
	基金充当額	195,603	195,603			
	内 国庫分	130,402	130,402			
	内 公的	25,112	25,112			
	内 民間	105,290	105,290			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	65,201	65,201			
その他	234,334	234,334				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 21

事業名	産科医等育成支援事業
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	産婦人科専門医を取得するための研修を行う都内の医療機関
事業の目標	研修医手当等支給施設数 18施設 →将来の産科医療を担う医師の育成
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当医等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	29,211	29,211			
	基金充当額	20,287	20,287			
	内 国庫分	13,524	13,524			
	内 公的	5,741	5,741			
	内 民間	7,783	7,783			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	6,763	6,763			
その他	8,924	8,924				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 22

事業名	救急医療機関勤務医師確保事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	救急告示医療機関、周産期母子医療センター					
事業の目標	救急勤務医手当導入医療機関数 90施設 →救急勤務医等の勤務環境の改善					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当を創設し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図る。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	904,440	904,440			
	基金充当額	508,372	508,372			
	内 国庫分	338,914	338,914			
	内 公的	110,866	110,866			
	内 民間	228,048	228,048			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	169,458	169,458			
その他	396,068	396,068				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 23

事業名	新生児医療担当医(新生児科医)確保事業
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	NICUを有する医療機関
事業の目標	事業実施施設数 12施設 →新生児医療担当医の処遇改善
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 医療機関におけるNICU(診療報酬の対象となるものに限る。)において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当医手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図る。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	27,183	27,183			
	基金充当額	14,833	14,833			
	内 国庫分	9,888	9,888			
	内 公的	4,624	4,624			
	内 民間	5,264	5,264			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	4,945	4,945			
その他	12,350	12,350				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 24

事業名	小児集中治療室医療従事者研修
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	小児救命救急センター
事業の目標	研修実施施設数 2施設 →小児集中治療室で従事する小児の救命救急医療及び集中治療を担う医師等の養成
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 小児の集中治療に係る専門的な実地研修をすることにより、小児集中治療室で従事する小児の救命救急医療及び集中治療を担う医師等を養成し、確保する。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	25,224	25,224			
	基金充当額	12,612	12,612			
	内 国庫分	8,408	8,408			
	内 公的	8,408	8,408			
	内 民間	0	0			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	4,204	4,204			
その他	12,612	12,612				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 25

事業名	医師勤務環境改善事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	病院 (国、独立行政法人、地方独立行政法人、都及び公益財団法人東京都保険医療公社が設置する病院を除く)					
事業の目標	勤務環境改善事業実施病院数 60病院 →都内病院における医師の勤務環境改善の進展					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>【従来の国庫補助事業から移行】</p> <p>病院勤務医師の勤務環境を改善し、医師の離職防止と定着を図る。また、女性医師等が増加傾向にある中、出産や育児といった女性特有のライフイベントなどにより職場を離れた医師の復職を支援することで、安全で安心な医療体制に必要な医師を確保する。</p> <p>1 勤務環境改善及び再就業支援事業 (1) 病院研修及び就労環境改善事業 ア 病院研修事業 イ 就労環境改善事業 (例:短時間正社員制度の導入、出勤希望日制の導入、宿日直の免除、院内での就労環境改善委員会の設置等) (2) 相談窓口事業 2 チーム医療推進の取組 (1) 医師の事務作業を補助する職員(医師事務作業補助者)の配置に伴う研修の実施 (2) 助産師及び看護師の活用</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	504,798	504,798			
	基金充当額	185,332	185,332			
	内 国庫分	123,554	123,554			
	内 公的	3,256	3,256			
	内 民間	120,298	120,298			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	61,778	61,778			
その他	319,466	319,466				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 26

事業名	新人看護職員研修体制整備事業
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	新人看護師研修体制整備事業:病院等 新人看護師研修責任者等研修・新人看護職員多施設合同研修:東京都
事業の目標	研修実施医療機関数 137施設 →新人看護職員における臨床実践能力の向上
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 病院等において、新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	226,066	226,066			
	基金充当額	113,033	113,033			
	内 国庫分	75,355	75,355			
	内 公的	19,857	19,857			
	内 民間	55,498	55,498			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	37,678	37,678			
その他	113,033	113,033				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 27

事業名	看護職員地域確保支援事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(東京都看護協会へ委託)					
事業の目標	研修実施病院数 31病院 →離職中の看護職員の就業支援体制の確保					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 地域における看護職員の確保を図るため、離職中の看護職が身近な地域の病院で臨床実務研修を行うことにより、看護職の再就業を支援する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	105,979	105,979			
	基金充当額	2,962	2,962			
	内 国庫分	1,975	1,975			
	内 公的	0	0			
	内 民間	1,975	1,975			
	内 受託事業等(再掲)	1,975	1,975			
	内 都負担分	987	987			
その他	103,017	103,017				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 28

事業名	看護外来相談開設研修
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	東京都(医療機関へ委託)
事業の目標	研修実施施設数 4施設 →専門的な看護実践による看護職員の資質向上
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 看護外来相談等、看護師の専門性を発揮するために強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保することによりチーム医療のより一層の推進を図る。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	3,945	3,945			
	基金充当額	3,945	3,945			
	内 国庫分	2,630	2,630			
	内 公的	2,103	2,103			
	内 民間	527	527			
	内 受託事業等(再掲)	527	527			
	内 都負担分	1,315	1,315			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 29

事業名	院内助産所・助産師外来開設研修事業					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(医療機関へ委託)					
事業の目標	院内助産所研修実施施設 1施設 助産師外来研修実施施設 2施設 →安全・安心・快適なお産の場の確保					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 院内助産所・助産師外来の開設の促進や、院内助産所等における医療機関管理者及び助産師の質の向上を図るため、院内助産所を開設しようとする医療機関管理者や、院内助産所等で助産や妊産婦の相談業務等に従事する医師や助産師に対する研修を行う。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	3,538	3,538			
	基金充当額	1,801	1,801			
	内 国庫分	1,200	1,200			
	内 公的	888	888			
	内 民間	312	312			
	内 受託事業等(再掲)	312	312			
	内 都負担分	601	601			
その他	1,737	1,737				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 30

事業名	看護職員実習指導者研修(ナースプラザ運営委託事業の一部)					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(東京都看護協会へ委託)					
事業の目標	研修会開催数 3回(225名) →看護師基礎教育における実習の充実					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業からの移行】 厚生労働省健康政策局長通知(平成6年10月31日健政発第783号) 「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催について」に 基づく実習指導者講習会を実施する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	2,493	2,493			
	基金充当額	2,493	2,493			
	内 国庫分	1,663	1,663			
	内 公的	0	0			
	内 民間	1,663	1,663			
	内 受託事業等(再掲)	1,663	1,663			
	内 都負担分	830	830			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 31

事業名	看護師等教員養成研修					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(東京都福祉保健財団へ委託)					
事業の目標	看護教員養成数 45名 →看護教育体制の向上					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 看護教育に必要な知識、技術を習得するための研修を実施する。 (看護師学校養成所指定規則の教育内容を踏まえた教育内容・カリキュラムにより実施)					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	23,241	23,241			
	基金充当額	10,079	10,079			
	内 国庫分	6,720	6,720			
	内 公的	0	0			
	内 民間	6,720	6,720			
	内 受託事業等(再掲)	6,720	6,720			
	内 都負担分	3,359	3,359			
その他	13,162	13,162				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 32

事業名	看護師等養成所運営費補助					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	保健師助産師看護師法による指定を受けた学校・養成所					
事業の目標	対象課程数 38課程 →質の高い看護師等の養成					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより教育内容の充実と都内の看護師等の充足を図る。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	660,672	660,672			
	基金充当額	660,672	660,672			
	内 国庫分	440,448	440,448			
	内 公的	26,044	26,044			
	内 民間	414,404	414,404			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	220,224	220,224			
その他	0	0				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 33

事業名	看護師等養成所施設整備費等補助
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	保健師助産師看護師法による指定を受けた学校・養成所
事業の目標	施設整備実施施設数 2施設 →看護師等学校・養成所の教育環境の充実
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 保健師助産師看護師法による指定を受けた学校・養成所に対する施設整備費補助 ・施設整備費：新築、増築、改築に要する工事費、工事請負費の補助 ・設備整備費：初年度備品及び在宅看護実習室備品整備に要する経費の補助

(単位：千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	81,445	81,445			
	基金充当額	61,084	61,084			
	内 国庫分	40,723	40,723			
	内 公的	0	0			
	内 民間	40,723	40,723			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	20,361	20,361			
その他	20,361	20,361				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 34

事業名	看護職員確保に向けた取組支援
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	東京都(東京都看護協会へ委託)
事業の目標	巡回訪問施設数 42施設 →看護職員が就業を継続できる体制の確保
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 医療圏ごとに地域に密着した就業協力員を配置し、200床未満の病院を巡回訪問し、勤務環境改善や研修体制構築に向けた施設の取組に対する助言・指導等を行う。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	85,658	85,658			
	基金充当額	854	854			
	内 国庫分	570	570			
	内 公的	0	0			
	内 民間	570	570			
	内 受託事業等(再掲)	570	570			
	内 都負担分	284	284			
その他	84,804	84,804				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 35

事業名	看護師勤務環境改善施設整備費補助					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	病院					
事業の目標	病院内のナースステーション・処置室・カンファレンスルームの整備 →看護職員の勤務環境の改善					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 看護職員の勤務環境改善に伴う、ナースステーション・処置室・カンファレンスルームの施設整備に要する経費の補助					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	13,968	13,968			
	基金充当額	9,312	9,312			
	内 国庫分	6,208	6,208			
	内 公的	0	0			
	内 民間	6,208	6,208			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	3,104	3,104			
その他	4,656	4,656				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 36

事業名	院内保育施設運営費補助					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	医療施設					
事業の目標	院内保育施設運営施設数 107施設 →医療従事者の離職防止及び再就業の促進					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 都内の病院及び診療所に勤務する職員のための保育室の運営に係る費用のうち、人件費相当分を補助する。 また、運営内容に応じて各種加算を行う。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	636,749	636,749			
	基金充当額	424,499	424,499			
	内 国庫分	282,999	282,999			
	内 公的	21,271	21,271			
	内 民間	261,728	261,728			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	141,500	141,500			
その他	212,250	212,250				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 37

事業名	院内保育所整備費補助					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	医療施設					
事業の目標	院内保育所整備施設数 2施設 →医療従事者の離職防止及び再就業の促進					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 病院内保育所を新たに開設するために行う新築、増改築及び改修並びに既存の病院内保育所の新築及び増改築に要する工事費及び工事請負費に対し助成する。					
事業に要する費用の額 ※複数年度のも のは年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	45,701	45,701			
	基金充当額	30,163	30,163			
	内 国庫分	20,109	20,109			
	内 公的	0	0			
	内 民間	20,109	20,109			
	内 受託事業等(再掲)	0	0			
	内 都負担分	10,054	10,054			
その他	15,538	15,538				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 38

事業名	休日・全夜間診療事業(小児)					
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業					
事業の実施主体	東京都(小児二次救急医療機関へ委託)					
事業の目標	休日及び全夜間帯における入院医療体制の確保					
事業の期間	平成26年度					
事業の内容	<p>【従来の国庫補助事業から移行】</p> <p>都内の小児科を標榜する医療機関の小児科医師等の確保及び病床の確保等に対する支援を行うことにより、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の救急患者の医療体制の確保を図る。</p>					
事業に要する費用の額 ※複数年度のもの は年度ごとの 内訳も記載	(単位:千円)	合計	H26	H27	H28	H29
	総事業費	898,077	898,077			
	基金充当額	65,932	65,932			
	内 国庫分	43,955	43,955			
	内 公的	0	0			
	内 民間	43,955	43,955			
	内 受託事業等(再掲)	43,955	43,955			
	内 都負担分	21,977	21,977			
その他	832,145	832,145				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。

個票 39

事業名	母と子の健康相談室(小児救急電話相談)
事業分類	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
事業の実施主体	東京都(東京都福祉保健財団へ委託)
事業の目標	電話相談体制の確保 →母と子の健康に関する不安や悩みの解消と小児初期救急の前段階での安心の確保
事業の期間	平成26年度
事業の内容	【従来の国庫補助事業から移行】 保健師や助産師が専門的な立場から必要な助言や相談を行う小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、都における患者の症状に応じた適切な医療体制の確保を図る。

(単位:千円)		合計	H26	H27	H28	H29
事業に要する費用の額 ※複数年度のは年度ごとの内訳も記載	総事業費	35,052	35,052			
	基金充当額	17,194	17,194			
	内 国庫分	11,463	11,463			
	内 公的	0	0			
	内 民間	11,463	11,463			
	内 受託事業等(再掲)	11,463	11,463			
	内 都負担分	5,731	5,731			
その他	17,858	17,858				

※端数調整により各年度ごとの額の計と合計欄が一致しないことがある。